

第96回 科学技術部会	資料1-2
平成28年8月24日	

厚生労働科学研究の成果に関する評価 (案)

(平成27年度報告書)

厚生科学審議会
科学技術部会

平成28年8月〇日

厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価（平成 27 年度報告書）

1. はじめに	1
2. 評価目的	2
3. 評価方法	6
1) 評価の対象と実施方法	6
2) 各研究事業の記述的評価	6
3) 終了課題の成果の評価	7
4) 評価作業の手順	8
4. 評価結果	10
1) 評価対象である研究事業の一覧	10
2) 各研究事業の記述的評価（厚生労働科学研究費補助金）	12
I. 行政政策研究分野	
1. 行政政策研究事業	
(1) 政策科学総合研究事業	12
(2) 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	14
2. 厚生労働科学特別研究事業	15
II. 厚生科学基盤研究分野	
1. 臨床応用基盤研究事業	
(1) 未承認薬評価研究事業	16
III. 疾病・障害対策研究分野	
1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	
(1) 健やか次世代育成総合研究事業	17
2. がん対策推進総合研究事業	
(1) がん政策研究事業	18
3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業	
(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	19
(2) 女性の健康の包括的支援総合研究事業	20
(3) 難治性疾患等政策研究事業	
ア. 難治性疾患政策研究事業	21
イ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患政策研究分野）	23
ウ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（移植医療基盤整備研究分野）	25
(4) 慢性の痛み政策研究事業	27
4. 長寿・障害総合研究事業	
(1) 長寿科学政策研究事業	29

(2) 認知症政策研究事業	30
(3) 障害者政策総合研究事業	32
5. 感染症対策総合研究事業	
(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	33
(2) エイズ対策研究事業	35
(3) 肝炎等克服政策研究事業	36
IV. 健康安全確保総合研究分野	
1. 地域医療基盤開発推進研究事業	38
2. 労働安全衛生総合研究事業	39
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業・カネミ油症に関する研究事業	41
(2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	43
(3) 化学物質リスク研究事業	45
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	47
3) 終了課題の成果の評価	49
5. おわりに	51

1. はじめに

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究を支援してきた。厚生労働科学研究には、目的志向型研究（Mission-Oriented Research）という役割があり、国民の健康を守る政策等に貢献しえる研究成果が求められるところである。

研究の評価に関しては、科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づき策定された第2期科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）に、優れた成果を生み出す研究開発システムの必要性が指摘されたことから「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定され、さらに平成16年度には、旧大綱的指針のフォローアップに基づき、我が国における研究開発評価システムの更なる発展を図るため旧大綱的指針が見直され、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月内閣総理大臣決定）が策定された。

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）の制定などによる研究開発強化への取組の推進に対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、平成20年10月には、評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民・社会への還元を迅速化、被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化するなど、さらに指針を見直して「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定された。

その後、平成23年8月に閣議決定された第4期科学技術基本計画には、科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルの確立が謳われており、研究開発評価システムの改善及び充実が必要とされた。総合科学技術会議における意見具申を受け、平成24年12月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改正された。（3ページ<参考1>参照）。

これらに対応するため、厚生労働省では平成14年8月に「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を策定し、旧大綱的指針の改定等により改定（平成17年8月、平成20年4月、平成21年12月、平成22年4月、平成22年11月、平成27年4月）するなど、研究開発評価の一層効果的な実施に努めてきた。

（3ページ<参考3>参照）。

特に、厚生科学審議会科学技術部会では、平成15年度より厚生労働科学研究費補助金の制度及び成果を概観し、課題採択や資金配分の結果の適切性及び研究成果について評価を行っている。以上の背景を踏まえ、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会では、平成27年度の厚生労働科学研究補助金の成果の評価を「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき行うこととした（3ページ<参考3>参照）。

2. 評価目的

厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働科学研究について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的として評価を実施する。

評価結果については、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

<参考 1>

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）

第1章 基本的考え方

1. 評価の意義

研究開発評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

研究開発評価の意義は、次のとおりである。

- ① 研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどにより、その成果の利用、活用に至るまでの科学技術イノベーションの一体的、総合的な推進に資する。
- ② 評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出など、より良い政策・施策の形式等の効果が得られる。
- ③ 評価を支援的に行うことにより、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上など、研究開発を効果的・効率的に推進する効果が得られる。
- ④ 評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。
- ⑤ 評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映することにより、研究開発を重点的・効率的に行うことができる。

<参考 2>

「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）

V. 社会とともに創り進める政策の展開

3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進

(4) 科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルの確立

② 研究開発評価システムの改善及び充実

研究開発の実施段階における評価は、研究開発の質を高め、PDCAサイクルを確立する上で重要な役割を担っている。一方で、研究開発の高度化と複雑化に伴い、評価に求められる視点も多様化し、これも一因となって、評価の重複や過剰な負担の問題が指摘されている。このため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）に沿って研究開発評価システムの一層の改善と充実を図り、優れた研究開発活動の推進や人材養成、効果的、効率的な資金配分、説明責任の強化等への評価結果の活用を促進する。

<参考 3>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成27年4月一部改正）

第5編 研究開発施策の評価

第1章 評価の実施主体

研究事業等の所管課が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

第2章 評価方法

研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、さまざまな機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。

第3章 評価の観点

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の観点も踏まえ、研究事業等の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第4章 評価結果の取扱い

研究開発施策を実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。

3. 評価方法

1) 評価の対象と実施方法

評価対象は、(1) 厚生労働科学研究の各研究事業及び(2) 平成 27 年度終了課題の成果である。

なお、平成 27 年度終了課題の評価は、厚生労働科学研究成果データベース報告システムの「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)^{注1}」(図 1)に登録された平成 28 年 7 月 21 日時点のデータを基礎資料として使用した。

注1: 「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)」は、平成 17 年度の研究成果の報告より新たに導入したもの。厚生労働科学研究事業の成果について継続的な評価を行うため、研究者に対して、研究終了年度から 3 年間は随時WEB上でデータを更新することをお願いしている。

2) 各研究事業の記述的評価

今回作成した各研究事業の記述的評価は、これまでの事業の成果に基づいて、評価委員会委員等外部有識者が作成した。

その過程で各研究事業所管課(室)に「厚生労働科学研究費補助金の成果の概要(平成 27 年度)」(資料 1-1)を以下の項目に従って作成することを依頼し、記述的評価作成のための参考資料とした。

1. 研究事業の基本情報
2. 研究事業の予算、課題採択の状況
3. 研究事業の目的
4. 研究成果及び政策等への活用状況
5. 研究成果の評価
6. 改善すべき点、及び今後の課題

※論文、学会発表等の件数は、平成 27 年度終了課題を集計したものである。

3) 終了課題の成果の評価

平成 17 年度より、研究代表者が、研究終了課題の成果を随時WEB上で登録できるシステムを構築したことから、平成 17 年度終了研究課題より、当該研究課題の研究代表者に対して終了課題の成果のWEB入力を依頼し、その結果を基礎資料とした。調査項目は、成果と発表状況に関して行った。詳細は表 1 のとおりである。

表 1

1.成果	
1-1	専門的・学術的観点からの成果
	(1) 研究目的の成果
	(2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
1-2	臨床的観点からの成果
1-3	ガイドライン等の開発
1-4	その他の行政的観点からの成果
1-5	その他のインパクト等
2.発表状況	
2-1	原著論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-2	その他の論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-3	学会発表
	(1) 国内学会
	(2) 国際学会等
2-4	その他の成果
	(1) 特許の出願及び取得状況
	(2) 施策への反映件数
	(3) 普及・啓発活動

3.【主な原著論文20編】	
	(1) 同僚評価により査読された原著論文と短報
	(2) 厚生労働科学研究費の補助を受けたことが明記されたもの

行政効果報告 WEB 登録のイメージ

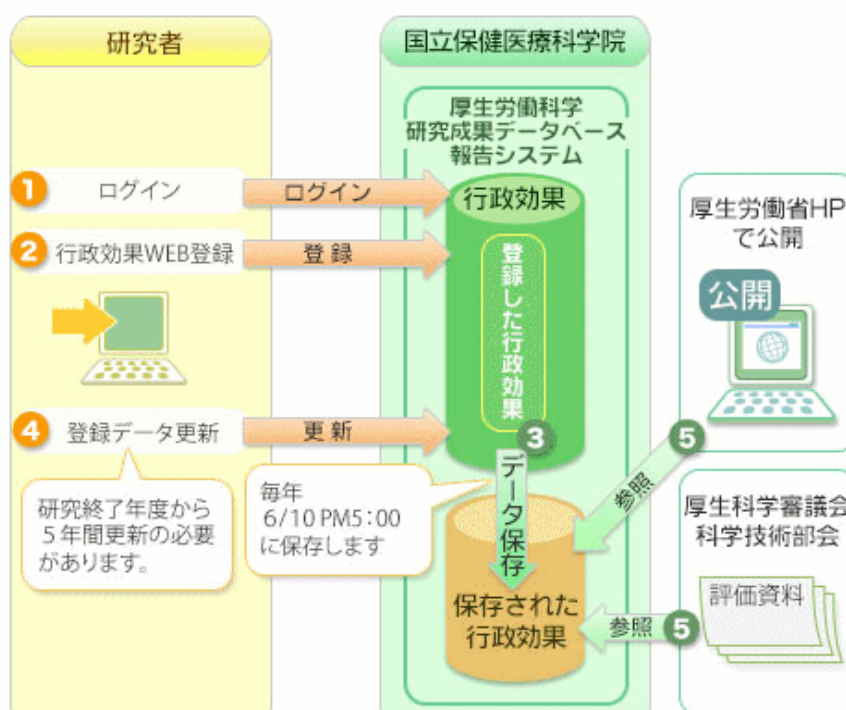


図 1

4) 評価作業の手順

各研究事業の所管課（室）より提出された評価委員等外部有識者の意見が加味された資料による評価と各研究事業の研究代表者がWEB登録した研究終了課題の成果の評価を行った。

なお、今回の評価を行うに当たり、研究事業所管課が研究事業の評価を行う

際の指針（3 ページ〈参考3〉参照）で示されている観点等を参考にした。

4. 評価結果

1) 評価対象である研究事業の一覧

【厚生労働科学研究費補助金】

I. 行政政策研究分野

1. 行政政策研究事業

(1) 政策科学総合研究事業

(2) 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業

2. 厚生労働科学特別研究事業

II. 厚生科学基盤研究分野

1. 臨床応用基盤研究事業

(1) 未承認薬評価研究事業

III. 疾病・障害対策研究分野

1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

(1) 健やか次世代育成総合研究事業

2. がん対策推進総合研究事業

(1) がん政策研究事業

3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業

(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

(2) 女性の健康の包括的支援総合研究事業

(3) 難治性疾患等政策研究事業

ア. 難治性疾患政策研究事業

イ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患政策研

究分野)

ウ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業 (移植医療基盤整備研究分野)

(4) 慢性の痛み政策研究事業

4. 長寿・障害総合研究事業

(1) 長寿科学政策研究事業

(2) 認知症政策研究事業

(3) 障害者政策総合研究事業

5. 感染症対策総合研究事業

(1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業

(2) エイズ対策研究事業

(3) 肝炎等克服政策研究事業

IV. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 労働安全衛生総合研究事業

3. 食品医薬品等リスク分析研究事業

(1) 食品の安全確保推進研究事業・カネミ油症に関する研究事業

(2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

(3) 化学物質リスク研究事業

4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業

2) 各研究事業の記述的評価（厚生労働科学研究費補助金）

平成 27 年度 政策科学総合研究事業「成果に関する評価」

(41,954 千円)

（研究事業の概要）

人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般に関する研究や、統計情報の精度の維持・向上、国際比較可能性の向上等の、統計情報の分析・活用の推進等、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び推進に資する研究事業を行った。

（研究事業の成果）

行政施策の企画立案につながる診療報酬における費用対効果や医療費の適正化の視点からの評価・分析や大規模 DB を用いたビッグデータ解析基盤の整備や活用方策に関する有益な研究成果が得られた。

統計情報分野では、ICD-11 改訂において暫定版の妥当性を検討し、日本の意見を集約することで改訂作業への貢献を行うなどの成果が得られた。また保健医療支出に関する速報値の推計手法を開発し、それを用いて OECD に値を報告するなどの成果が得られた。

統計データ間のリンケージの可能性等を検討することで今後さらにデータの利用可能性を向上させるための方策に関する成果が得られた。

（成果の評価）

必要性：科学的根拠に基づいて、より質の高い施策立案を行うことが求められていることから、社会保障施策立案に資する学術的・実務的観点からの理論的実証的研究が必要である。

効率性：研究は事前評価委員会の審査を受けて採択されるが、その際、研究計画や費用対効果等の妥当性等を踏まえて研究の採択・実施が行われている。また、公募課題は、施策の推進において必要性・緊急性の高いものが取り上げられている。

有効性：多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、少子化、医療、年金、介護、社会福祉等、国内外の社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。

国際機関へのデータ・知見提供に研究成果を活用する他、統計データのさらなる利用価値向上のための種々の知見が得られている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

事前評価では厚生労働行政の政策立案・運営、統計情報の整備及び利用の総合的な促進に資することが十分に見込めるテーマを厳選し、中間評価では、必要に応じて研究内容・方向性や期間の見直しを行うことで、研究費の有効活用を図る。

また、統計調査そのものを改善する提言を生み出す研究を採択するとともに、論文化、研究発表を進めていくことをさらに強化していくことや、統計の国際比較可能性のみならず、統計分野において世界をリードする知見を生み出し、利用しやすい国際標準づくりにさらに寄与すべきである。

平成 27 年度 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する
研究事業「成果に関する評価」

(37,724 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより諸外国への貢献を図ること、及び得られた研究成果を元に効果的な保健医療分野の国際協力の充実を図ることを目的として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に資する研究等の事業を実施している。

(研究事業の成果)

「持続可能かつ公平なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現と我が国の国際貢献に関する研究」の成果は、ランセット誌に掲載され、G7 伊勢志摩サミットにおける議論の根拠となった。

また、その他にも、G7 神戸保健大臣会合に向けた我が国の方針に根拠を提供した研究成果があった。

(成果の評価)

本研究事業の成果は、G7 伊勢志摩サミットの保健アジェンダの議論の方向性や、WHO 等が開催する国際会議や SDGs の保健課題を選定する際の国際的な議論の場における我が国の対処方針の根拠となる等、大いに活用されると共に、Lancet 誌といった国際的な学術誌や WHO のガイドライン等に取り上げられている。国際保健分野の経験と研究業績を有する専門家を研究分担者とする研究班による計画が適切な事前評価を経て採択されており、その研究の成果をとりまとめた報告書が毎年度作成されるとともに、適切な中間・事後評価により研究班にフィードバックが行われることによって、効率的に研究事業が実施されている。本研究事業の補助金は 1 件あたり年間 1,000~10,000 千円程度であることを考えると、費用対効果は非常に高いと言える。

(改善すべき点、及び今後の課題)

これまでの研究で十分に対応できていない分野として、WHO 総会等の国際会合における我が国からの介入の改善や、国際保健政策人材の不足がある。したがって、平成 29 年度には、2016 年 G7 のフォローアップに加えて、WHO 総会等における戦略的・効果的な介入、国際保健政策人材養成に資する研究を強化すべきである。

平成 27 年度 厚生労働科学特別研究事業「成果に関する評価」

(372, 324 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸課題について、行政による緊急、かつ、効果的な施策が必要な場合、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得ることを目的として実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015 年度版」の策定、特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準における定量的評価法の確定、「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針」の見直し案の作成などの成果が得られた。

(成果の評価)

「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015 年度版」の策定においては対策型検診として胃内視鏡検査の良否を検討し、問題ないことを明らかにしたことは、今後のわが国の胃がん検診の上で重要であり、行政的にも意義がある。また「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準（原価計算方式）における営業利益率の調整率の定量的算出方に係る研究」は目標を達成し、さらに諸外国の制度設計の参考データにもなり得る可能性を秘めているとされていることから今後英文で研究報告されることを期待したい。「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染問題に関する指針」の見直しに関する研究は、成果が具体的に直接、実務的・行政的に利用可能であり、再生医療の進歩に資する具体的な成果である。

研究事業の推進にあたっては、各研究課題の進捗管理を厳密に行ったため研究が効率的に遂行された。

(改善すべき点、及び今後の課題)

特になし。

平成 27 年度 未承認薬評価研究事業「成果に関する評価」

(186,479 千円)

(研究事業の概要)

新たに開発された日本で承認されていない HIV 治療薬等を国民に提供することによって、未承認薬の有用性を評価し、日本への導入を検討する研究事業。海外の承認条件に基づいて治療に応用し治療成績を収集する形で、薬剤の緊急導入を可能にし、至適治療法の開発を目指す。

(研究事業の成果)

平成 27 度は全体で 7 種類の薬剤を平成 27 年 4 月 1 日より平成 27 年 12 月 31 日までに、延べ 65 症例に 146 回薬剤を送付し、治療研究に充てられた。

(成果の評価)

本事業にて支援している研究は、血液製剤の使用等により、HIV に感染した血友病患者を救済するために平成 8 年度に発足した研究であることから、本事業は行政的な観点から必要性は非常に高い。

さらに、ホームページにて薬剤の情報を患者と医療者双方へ迅速に提供をするとともに、最新の治療情報の提供や新たな導入薬の情報を提供し、また、製薬会社による臨床試験が困難な薬剤について、迅速に使用経験を収集して日本人特有の問題の有無を探る役割を果たしており、これまでに複数の薬剤の承認に際して、日本人における治療経験と有害事業の発生状況を提供しているため、有効性は非常に高い。

(改善すべき点、及び今後の課題)

本事業は、薬害エイズ訴訟の和解措置として、HIV に感染した血友病患者等に対する未承認薬の有用性を評価し、至適治療法を開発する研究を推進するとともに、訴訟後の行政対応として極めて重要であり、引き続き支援していく必要がある。

平成 27 年度 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
(健やか次世代育成総合研究事業) 「成果に関する評価」

(177, 773 千円)

(研究事業の概要)

子ども・子育ての分野においては、社会や家庭環境の変化により、解決すべき課題は、急激に増加するとともに、多様化している。本事業は、妊産婦等の健康の保持増進と、次世代を担う子どもの健全育成の向上を目的として、戦略性をもって、これらの課題の解決に向けた研究等を実施している。

(研究事業の成果)

本事業は、母子保健分野の主要な施策である「健やか親子 21 (第 2 次)」や精神疾患を含めたハイリスク妊産婦の把握と効果的な保健指導の在り方等に関する研究等が実施されている。

これらの研究を通じ、開発されたシステムや作成されたマニュアル、パンフレット等の研究成果は、母子保健の現場に還元するなど、高い有効性が評価される。

(成果の評価)

母子保健分野における医療・保健・福祉の多様な行政的・科学的課題に対応するとともに、成育領域の疾患の診断・治療技術の標準化や開発を通じて、我が国の母子保健の水準を高く保ち、母子を取り巻く社会の変化に対応するためにも、本事業は重要である。

本事業は多岐にわたる母子保健の課題の中から、特に母子保健行政に資する重要な研究課題に焦点を当て、研究課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等の事後評価を実施する等、外部有識者からなる評価委員会の十分なチェック体制を敷き、進捗管理を行って事業を効率的に実施している。

本事業で開発されたシステムや作成されたマニュアル、パンフレット等は、実地臨床や自治体での保健・医療活動等に活用されている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

「子ども・子育て支援」に関する研究、成育疾患に関する支援や医療提供体制の整備に関する研究、産前・産後の妊産婦支援といった母子保健領域の新たに認識された医学的・社会的課題を解決するための研究を推進する必要がある。

平成 27 年度 がん対策推進総合研究事業（がん政策研究事業）

「成果に関する評価」

(322,444 千円)

（研究事業の概要）

がん研究 10 年戦略に基づいて、「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築」と、「がん対策の効果的な推進・普及」を目的として、がん対策推進基本計画の目標達成をめざす。

（研究事業の成果）

平成 27 年度の主な成果としては、がん検診精度管理を行う手法として「事業評価のためのチェックリスト」を策定し検診機関に示したことや、がん診療連携拠点病院の指定要件であるがんに関する苦痛のスクリーニングを推進するための事例集を策定したこと等が挙げられる。

（成果の評価）

本研究事業においては、行政的・社会的な研究として、「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進したことで、着実な成果を上げており、がん対策の推進に寄与した。妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率良く研究が進められているが、がん対策の推進に資する有用な研究成果を継続的に出していくため、行政的な研究に対する予算の増額が望まれる。

（改善すべき点、及び今後の課題）

がんは国民の疾病による最大の死亡原因となっており、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づいて、「がんの年齢調整死亡率(75 歳未満)の 20% 減少」等の目標を達成するため、がん対策が進められてきたところであるが、国立がん研究センターがん対策情報センターの推計によると、がんの年齢調整死亡率の減少が鈍化してきており、目標達成が危ぶまれている。こうした状況を踏まえ、平成 27 年 12 月「がん対策加速化プラン」を策定されると共に、平成 29 年 6 月策定予定の次期がん対策推進基本計画に向けた議論がなされている。引き続き、現在の基本計画の目標達成を目指すと共に「充実したサバイバーシップを実現するための社会の構築をめざした研究」等、研究開発が必要とされる分野について重点的に推進すべきである。

平成 27 年度 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「成果に関する評価」

(447,992 千円)

(研究事業の概要)

生活習慣病は医療費の約 3 割、死亡者数の約 6 割を占めており、急速な高齢化を背景にますます重要な課題となっている。「健康日本 2 1 (第二次)」・「日本再興戦略」において、より一層生活習慣病対策を推進していくこととされている。本研究事業は、生活習慣病対策の各局面に貢献する科学的根拠を提供することを目的とする。

(研究事業の成果)

健康寿命・健康格差に関する研究により得られた科学的知見は、健康日本 2 1 (第二次) 推進専門委員会に報告され、今後の健康日本 2 1 (第二次) の進捗管理・中間評価への活用が利用される。喫煙と疾患との因果関係についての研究では、喫煙による疾患リスクの増大と、禁煙による疾患リスクの減少を明らかにし、「喫煙の健康影響に関する検討会」報告書の内容の拡張、更新に活用された。

(成果の評価)

平成 27 年度の本事業の成果は、健康日本 2 1 (第二次) の推進、特定健診・保健指導の改善、禁煙治療推進に直接的に活用されており、その必要性は高い。行政課題に対して研究課題を設定しているため、成果を施策に直接活用できており、効率的である。多岐の分野にわたる専門の委員を含めた評価委員会を開催し、多角的な視点から評価を行うことで、研究事業の効率的な推進が図られている。本事業の成果は生活習慣病予防のための正しい知識やマニュアル等の普及、医療の質の向上等により、健康寿命増進や保健事業の現場に貢献していることから、有効性は高い。

(改善すべき点、及び今後の課題)

高齢化に伴い生活習慣病及びその合併症の予防に関する社会的重要性が増していることから、今後も健康日本 2 1 (第二次) の最終的な目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小に寄与する科学的知見を創出していくとともに、平成 28 年度より予定されている健康日本 2 1 (第二次) の中間評価、第 3 期医療費適正化計画及び第 7 期医療計画策定のための議論に資する研究成果をあげることが必要である。

平成 27 年度 女性の健康包括的支援総合研究事業
「成果に関する評価」

(20,000 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業では、女性のライフステージに応じた取組や、社会的な側面も含めた生涯にわたる包括的な支援を行うための施策に資する、我が国における女性の健康にかかる実態の把握と支援に必要な情報提供や相談体制の構築、およびそれに必要な人材の育成を目的とする。

(研究事業の成果)

平成 27 年度は本事業において、女性の健康の包括的支援のための情報収集・情報発信と医療提供体制等に関する研究を開始した。

(成果の評価)

本研究事業の成果を通じて、女性の健康に係る国民への正確な情報提供体制や必要な医療提供体制を整備することで、女性の健康が維持増進され、少子化対策、健康寿命の延伸、更に女性の社会参加を後押しすることによる社会・経済活動の活性化につながると考えられる。これらは国益に直結しており、社会的価値が高い。

(改善すべき点、及び今後の課題)

医療だけでなく、保健、福祉、教育、労働といった分野も含めた包括的な支援が必要であり、背景となる女性の雇用・経済的状況、地域社会・生活環境、家族・再生産領域（DV、虐待等）といった社会的決定要因が生活習慣に及ぼす影響や、その結果として健康状態に及ぼす影響を明らかにした上で、その効果的な介入方法を開発する必要がある。

平成 27 年度 難治性疾患政策研究事業「成果に関する評価」

(1, 432, 308 千円)

(研究事業の概要)

本事業は、難病法において規定されている難病を対象として、診断基準・治療指針の確立、病態解明等を通じて、全ての難病患者が受ける医療水準の向上を図ることを目的としている。

(研究事業の成果)

本事業における、平成 27 年度の主な成果は以下の通りである。

- 「難病対策の推進に寄与する実践的プラットフォーム提供にむけた研究」において、厚生労働省が 2 年前から開発に取り組んでいる指定難病患者データベースシステムを 306 疾病に対して構築し、自動診断を実行可能なシステムが完成した。また、306 指定疾病の内、医療費受給認定上、不十分な診断基準・重症度分類の改訂、或いは最新基準への変更を要する 34 疾病の「診断基準及び重症度分類等（局長通知）」改訂文書を資料として作成し、疾病対策部会第 13 回指定難病検討委員（H28/3/25）にて審議承認された。
- 「非典型溶血性尿毒症症候群（aHUS）の全国調査研究」においては、本疾患の概要・診断方法・診断基準・治療法をまとめ、「非典型溶血性尿毒症症候群診療ガイド」を日本腎臓学会と日本小児科学会から公表した。また、これらの研究成果により、平成 27 年 7 月 1 日実施分の指定難病に認定された。

(成果の評価)

難病患者が受ける医療水準の向上を図るとともに、難病対策に関する行政的課題の解決を図り、健康長寿社会の実現につなげるために、難病のガイドラインの策定や、まだ疾患概念が確立していない疾病については、診断基準の確立を目指す研究を推進する必要がある。なお、医療費助成の対象疾病としての「指定難病」の要件に、客観的診断基準がある疾病との項目があり、それらの検討のためにも本事業の研究は必要である。

各研究は全国的研究体制として大規模な調査と多くの研究者から組織され、推進されており、各研究者が関連学会等と連携を取りながら診断基準、治療ガイドラインの策定、診療体制の構築等が行われており、臨床現場における難病に対する医療の質が向上している。具体的には、診療ガイドラインや診断基準の策定が行われており、医療の均てん化に資する研究事業となっている。また、難病情報センターや研究班のホームページ、関連学会等を通じた普及・啓発が積極的に行われ、研究の成果は確実に国民へ還元されてきている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

本政策研究班には、当該疾病のとりまとめ（診断基準や診療ガイドライン等のアップデートにはとどまらず、実用化研究班との連携や、関連学会・患者会・行政との窓口、診療体制の窓口としても）の役割が期待されることから、306疾病（平成27年度末現在）の指定難病の全てをカバーした体制とする必要がある。さらに、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児を対象とする班と、成人を対象とする班の、強固な連携や、統合を進める必要がある。

平成 27 年度 免疫アレルギー疾患等政策研究事業
(免疫アレルギー疾患政策研究分野) 「成果に関する評価」

(32,709 千円)

(研究事業の概要)

免疫アレルギー疾患は、国民の約半数が何らかの形で有しており、長期にわたり生活の質(QOL)を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっている。免疫アレルギー疾患について、現状を把握し、予防、診断、及び治療法に関する新規技術を開発・普及させることにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指す。予防・診断・治療に関する新規技術等の開発を進めるとともに、得られた成果をガイドラインなどに反映させて、標準治療の均てん化を図り、免疫アレルギーに関わる医療全体の底上げを行う。

(研究事業の成果)

具体的には、リウマチについて、関節超音波検査の普及及びエビデンスに基づいた一般医向けの診療ガイドラインの作成をめざし、これによって、我が国のリウマチ診療・治療の標準化を図る。また、アレルギー疾患は患者数も多く、長期にわたり QOL を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっている。アレルギー疾患は有病率が高く、診療にあたる医師は、他診療科にわたるため、ガイドラインに即した標準治療が臨床現場になかなか普及せず、適切な治療が受けられずに症状が改善しないという訴えが少なくない。疫学研究、均てん化に関する研究の 2 分野を研究の軸として実施し、エビデンス構築に資する基礎データの収集、既存のガイドラインの整備と周知等を行う。

(成果の評価)

免疫アレルギー疾患において、現状を把握し、予防、診断、及び治療法に関する新規技術を開発・普及させることにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指すことが必要である。アレルギー疾患対策基本法が成立し、基本指針を策定するにあたり、平成 27 年度政策研究で一定程度の成果が得られたが、免疫アレルギー疾患は未だ十分に発症原因や病態が解明しておらず、予防、診断、及び治療法も不十分である。

(改善すべき点、及び今後の課題)

免疫アレルギー疾患の予防法及び根治的治療法の研究開発にこれからも着実に取り組み、これらの研究結果の普及を行うとともに、標準治療の均てん化を図り、免疫アレルギーに関わる医療全体の底上げを行う。まずは各疾患の現状

（患者数、医療機関の受診状況、自己管理法等）を把握するための大規模疫学調査が喫緊の課題である。

平成 27 年度 免疫アレルギー疾患等政策研究事業
(移植医療基盤整備研究分野) 「成果に関する評価」

(43, 397 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は造血幹細胞移植領域および臓器移植領域双方について患者・ドナー双方の立場からみた適切な移植医療の推進のための社会的基盤の構築を目的として、造血幹細胞移植ドナーの安全性・QOL 向上の研究や、臓器提供をする医療スタッフの教育プログラムの開発、脳死患者家族への選択肢提示の方法を構築する研究などを実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、造血幹細胞移植領域では非血縁者間末梢血幹細胞採取ドナーの状況をまとめ、厚生科学審議会造血幹細胞移植委員会で審議の上、非血縁者間末梢血幹細胞移植条件の緩和を行うという成果が得られた。臓器移植領域では脳死下臓器提供における脳死患者家族の選択肢提示に係る実態解明や、臓器提供施設の負担を明らかにし、厚生科学審議会臓器移植委員会で審議の上、臓器提供施設の負担軽減策を行うという成果が得られ、政策に反映できた。

(成果の評価)

造血幹細胞移植、臓器移植ではそれぞれ「造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 26 年施行）」、「改正臓器移植法（平成 22 年施行）」があり、造血幹細胞移植ドナーの安全性確保と利用促進に向けた研究成果や非血縁者間臍帯血中の造血幹細胞数の測定方法の開発の研究成果、臓器提供では小児も含めた脳死下臓器提供の選択肢提示の実態解明や、医療スタッフの教育研修プログラム開発は安定した体制構築に必要であり行政的意義が大きい。

また、造血幹細胞移植データの有効活用に向けた研究や臓器あっせん業務分析の成果は移植医療分野に大きく貢献し、我が国固有の課題に即した体制整備への政策提言やガイドライン作成などへの有効性も大いに期待できる。各研究事業の推進では医療施設間や各バンク、コーディネーターで共同して研究を行い効率的に研究事業が遂行された。

(改善すべき点、及び今後の課題)

移植医療分野においては、第三者であるドナーとの関わりが必須である特殊な医療であり、移植医療の社会的基盤の構築は今後も大きな課題である。造血幹細胞移植分野では、特に非血縁者間骨髄移植のコーディネート期間が長期で

ある点が課題であり、コーディネート期間が短い末梢血幹細胞移植の普及のための対策を検討する必要がある。

臓器移植分野では、脳死下臓器提供数は微増しているが不十分であり、適切な選択肢提示方法に関する研究は十分に推進されていない。小児も含めた臓器提供体制の構築の研究では、臓器移植待機患者数から考えてもニーズが高く、さらなる負担軽減の強化が必要である。これまでの本事業による研究成果を活用し、コーディネート期間短縮化や効率的な臍帯血提供体制の構築、臓器提供施設の負担軽減策や脳死家族へのより良い選択肢提示方法の検討などを推進していく必要がある。

平成 27 年度 慢性の痛み政策研究事業「成果に関する評価」

(44, 200 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、「慢性疼痛は、精神医学的要因、心理学的要因、社会的な要因が複雑に関与して痛みを増悪させ遷延させている」との観点から、平成25年度より、チームアプローチにより痛みを診療する「痛みセンター」を発展させてきた（平成28年3月現在19箇所）。今後は、痛みセンターを核とした慢性痛診療システムの普及をはかる必要がある。

(研究事業の成果)

- ・ 器質的な面だけでなく精神心理要因および社会的な要因まで集学的に診断・分析し、多角的な治療を行う事を可能にするユニットである、集学的（学際的）痛みセンターを、昨年度より1施設増やして19施設とし、さらに、普及のためのホームページを作成した。
<http://www.aichi-med-u.ac.jp/mpcmhlw/list.html>
- ・ 運動療法、教育・認知行動療法的アプローチを組み合わせた介入方法として、入院3週間集中プログラムのパイロット運用を開始した。
- ・ AMED研究班、NPOいたみ医学研究情報センターや疼痛関連学会などと連携して研究成果や慢性痛の対策をホームページ、SNS（FB等）、市民公開講座を用いて広報活動を推進した。
- ・ 啓発ビデオを制作し、患者団体のホームページ、痛みセンター連絡協議会所属施設での運用を開始した。
- ・ 医療者向けの研修会の開催を支援した。

(成果の評価)

我が国の現状にあった集学的診療体制を整え、チームによる分析と介入を行った。その結果、我が国でも集学的な医療が、痛みや生活障害、精神心理状態を改善させることが明らかにされている。また、全国医学部長病院長会議に対して行ったアンケートでも82%の施設が集学的痛みセンターの必要性が有るとの回答している。一方で実際にセンターの構築は、経営面からの問題が有る。

慢性痛は人口が多く心理社会面も関係する大きな課題であり、多くの国民が理解を深め社会として対応していくべき課題という側面もある。従って、難治性の慢性痛患者がドクターショッピングすること無く、地域と連携し医療経済も含めた全体像の中で有益性が高く、効率のよい痛みセンターの開発が今後必要であると考えられる。

これまでの研究で、単一診療科を中心に行われている医療体系では改善が得られない慢性痛患者に対して、集学的痛みセンターによるチームアプローチを行った結果では、痛みや生活障害、精神心理状態を改善させることがわかっている。

（改善すべき点、及び今後の課題）

痛みセンターと近隣の医療機関が連携するモデルを作り、集学治療の医療資源への貢献や社会的な有用性を明らかにして、患者のフローの指針（ガイドライン）を作成することが今後の目標である。その上で、痛みセンターの診療機能の役割や影響およびその因果関係について分析し、個々の介入の技術評価や便益分析などについて経済学的手法を応用して明らかにする必要がある。

平成 27 年度 長寿科学政策研究事業「成果に関する評価」

(90,459千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、介護保険に係る諸課題等の解決に資する研究を実施することにより、効果的かつ効率的な介護サービスの提供を図ることを目的としている。

(研究事業の成果)

- ・ 食事、口腔ケア、排泄の自立が在宅高齢者の入院、再入院のリスク要因となっていることを証明し、健康長寿に経口維持支援が必要であることをエビデンスとして提示、口腔・栄養管理に関するガイドラインの作成に至った。
- ・ 13万人のデータから、地域での現状把握や課題抽出が可能になり、社会参加を促す各種の取組が介護予防に役立つデータを集めることが出来た。
- ・ 在宅医療介護連携推進事業に関するタイムスタディやアンケート調査を行い、地域の課題抽出につながった。

(成果の評価)

本研究事業の成果は、2025年に向けた地域包括ケアシステム構築の推進において、効果的な介護サービスの提供に資するものであり、行政的意義が大きい。また、介護予防や要介護度の重度化防止により、介護給付費の適正化等に寄与し、介護保険制度の効率性の向上や持続可能性の向上に寄与した。

本研究事業の成果の活用によって、高齢者に効果的に介護サービスが提供されるようになるとともに、効率的で持続可能性のある介護保険制度の運営されるようになる。また、成果が広く活用されることにより、高齢者の保健医療水準が向上することが期待される。

(改善すべき点、及び今後の課題)

限られた研究費の中でより効率的な研究事業の運営が求められており、介護保険制度に係る政策課題により直結した研究に取り組んでもらいたい。これまでは、地域の介護予防対策の推進等に関する研究、口腔・栄養管理に関する研究等を中心に行い、一定の成果が示された。

今後は、これらの研究を介護領域だけにとどめず、医療領域の研究分野との連携を行うために、土台となる医療介護データ連結の研究等を中心に、データエビデンスを構築出来るような研究を推進してもらいたい。

平成 27 年度 認知症政策研究事業「成果に関する評価」

(30, 590千円)

(研究事業の概要)

現在高齢者の4人に1人が認知症又はその予備群、2025年には認知症高齢者が700万人と推計されている。現在その予防法は未確立で、早期診断は困難、根本的治療法は無く、ケア手法も十分に確立されていない。本研究事業は、そういった背景のもと認知症施策推進総合戦略の推進を目的として、主に認知症の人がやさしい地域作りや発症予防、早期診断・早期の適切な対応に関する研究を実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、各市町村の医療・介護レセプトデータを基礎とし、これに社会関連資源に関する行政統計、自治体・施設などへの質問紙評価を加えた大規模データを解析し、地域毎の実態を把握・可視化するフレームワークを構築した。認知症サロン等で行われ既にある程度予防的効果が得られた小規模な既存の取組において、認知症による要介護認定発生の違い等を分析を完了した。また術後の認知機能の低下(POCD:Post Operative Cognitive Dysfunction)について、未解明な部分も多く、その対応のための実態解明などの成果が得られた。

(成果の評価)

本研究事業の成果は、各市町村の行政データを活用し、各市町村単位で行われている認知症に関する取組を調査し、認知症の早期診断・早期対応のための政策的観点における現状把握のための分析であり、認知症施策に貢献するものであり、行政的意義が大きい。またやさしい地域作りや発症予防、早期診断・早期の適切な対応に関する研究は、すでに医療・介護者間での双方向型情報交換シート、在宅向け認知症対応マニュアル、認知症ケアの支援に資するよう脆弱性スクリーニングツール、認知症対応力向上を目指した研修プログラム等の作成はおおむね達成しており、今後認知症の早期悪化要因把握や医療・介護費用の効率化に活用されることが期待される。研究事業の推進にあたっては、各研究課題の進捗管理を厳密に行ったため研究が効率的に遂行された。

(改善すべき点、及び今後の課題)

認知症施策推進総合戦略にもとづき、認知症の人のやさしい地域作りや発症予防、早期診断・早期の適切な対応をすすめるためのツール作りは進んでいるが、実際、認知症の現状把握、そして市町村区レベルでの問題点がまだ明らか

になったとはいえない。認知症の把握については、若年性認知症の実態調査や大都市における認知症有病率に関する研究は十分に推進されていない。また一億総活躍社会の実現に向けた認知症の人の地域の介護者負担の軽減に関する研究では、特に、現在社会問題となっている介護離職や認知症の人に対する周辺症状(BPSD)等の介入や対応などについて研究は十分に推進されていない。したがって、これらの課題に対応するための研究については国民からのニーズも高く、さらなる強化・充実が必要である。

平成 27 年度 障害者政策総合研究事業「成果に関する評価」

(378,777 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、障害者に関する行政的問題を解決することを目的として、障害者保健福祉全般に関する研究を実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、失語症患者の障害者認定に必要な日常生活制限の実態調査、医療的管理下における介護及び日常的な世話が必要な行動障害を有する者の実態把握、国際化・IT化に対応した視覚障害者の代読・代筆支援マニュアルの作成、精神疾患の「重度かつ慢性」の暫定基準案の定義の策定、向精神薬の処方実態の把握、うつ病に対する認知行動療法の現状及び効果的な普及啓発の手法の開発などの成果が得られた。

(成果の評価)

就労定着支援実施者に対する研修カリキュラム構築に向けての取組は、改正障害者総合支援法の施行に向けて重要である。精神疾患の「重度かつ慢性」の暫定基準案の定義の成果は、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」での検討を踏まえて、地域移行の推進に活用されることが期待される。

(改善すべき点、及び今後の課題)

入院中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現が喫緊の課題となっており、また、児童・思春期精神疾患、老年期精神疾患、うつ、依存症、てんかん、高次脳機能障害、摂食障害、PTSD、災害医療、司法精神など精神科医療ニーズの増大や多様化する現状において、精神科医療提供体制の機能強化、地域生活支援の強化、依存症対策を推進することが重要であるため、研究事業のさらなる強化・充実が必要である。

平成 27 年度 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
「成果に関する評価」

(241, 435 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、国内外の新興・再興感染症から国民の健康を守るために、その時々感染症に関する行政課題を解決することを目的として、予防接種を含む新興・再興感染症に対する行政施策の科学的根拠を得るために必要な研究を実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、(1) 感染症の全般的対策に資する情報を得るための基盤としてのサーベイランスシステムの改善や集められたデータの利用促進についての検討、(2) 個別の感染症に対して、対応マニュアルの作成や全国の地方衛生研究所での検査診断法の精度管理等の検査体制の評価、(3) 予防接種基本計画に定められた優先的に開発及び定期接種化を検討すべきワクチン及び既存のワクチン等に関する有効性・安全性等の評価などを実施した。

(成果の評価)

本研究事業は、個別の研究課題の成果を通じて、我が国の総合的な感染症対策に寄与しており、全体的評価は高い。例えば、感染症サーベイランスは、我が国の感染症対策を行う上で、発生動向の迅速な把握や対策の有効性の評価に非常に重要である。また、ワクチンの有効性・安全性等々を評価することは、予防接種施策の推進に資するものとして大変必要性が高く有効な研究である。

また、数ある行政課題の中から、優先的に検討すべき課題を抽出し検討の対象としており、研究の目標や計画についても、行政課題を解決するために最も効率が良いように設計してある。これらのことから、本研究事業は効率性が高いと評価出来る。

さらに、研究者の能力や研究の進捗についても、評価委員会で厳正な審査を行っており、全体として良い評価が得られている。これらのことから、有効性の高い研究が行われており、社会的な貢献が大きいものと評価出来る。

(改善すべき点、及び今後の課題)

本研究事業では、その目的を達成するために、現行の感染症対策を評価し改善すべき課題を抽出する研究、感染症サーベイランス体制の維持やさらなる充実のための研究、特定感染症予防指針の改正を行うための基礎となる研究、国

内で経験することの少ない感染症に対する診療の質の向上やその標準化に資する研究、各地域における課題の抽出や対策の推進に資する研究、予防接種に関する政策決定を行うための基礎となるデータを得る研究等の、国民の健康を守るために重要な研究を行っており、今後とも継続していくべきである。

平成 27 年度 エイズ対策研究事業「成果に関する評価」

(615, 106 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、H I V感染者、エイズ患者への効果的な対策を推進するとともに、H I V訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的として、医療体制の整備に関する研究、血液製剤によるH I V感染被害者(H I V訴訟原告団)の長期療養体制の構築に関する患者参加型研究などを実施している。

(研究事業の成果)

具体的には、エイズ発生動向調査を補完する正確な疫学・臨床情報の把握、抗H I V治療のガイドラインの策定、血液製剤によるH I V感染被害者(H I V訴訟原告団)の長期療養に対するニーズの実態把握などの成果が得られた。

(成果の評価)

エイズ発生動向調査を補完する正確な疫学・臨床情報の把握は医療体制整備にあたり重要であり、実際にH I V診療の空白二次医療圏が多く存在することなどが明確になった。また抗H I V治療ガイドラインの策定は、H I V日本のエイズ医療の標準化などに貢献するものであり、行政的意義が大きい。また血液製剤によるH I V感染被害者(H I V訴訟原告団)の長期療養に対するニーズの実態把握は、今後その対象者を拡大することにより、長期療養体制の整備の基礎的情報として活用されることが期待される。研究事業の推進にあたっては、複数の有識者が出席の上、ヒアリング会及び成果発表会を開催し、各研究課題間での情報共有や効率化を図った。

(改善すべき点、及び今後の課題)

H I V感染者・エイズ患者を取り巻く医療体制に関する研究は目標達成に向けて順調に進捗しているが、効率的な情報収集については更なる研究が必要である。またH I V検査受検勧奨に関する研究は十分に推進されていない。したがって、H I V検査受検勧奨に関する研究については、保健所等でのH I V検査数減少等の背景もあることからさらなる強化・充実が必要である。

平成 27 年度 肝炎等克服政策研究事業「成果に関する評価」

(237, 256 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた診療体制や社会基盤の整備等を目標に、関連する行政課題を解決するための研究が行われている。

(研究事業の成果)

具体的には、潜在キャリアや継続受診に至っていないキャリアが多いことが明らかとなり、肝炎対策推進協議会等で報告された。これらの掘り起こし等のために、自治体の肝炎ウイルス検査が実施されている施設情報を収集してウェブツール「肝炎検査マップ」を作製し、受検・受診促進が期待される。院内肝炎検査陽性者を精密検査へつなげるための電子カルテアラートシステム、肝疾患患者の相談に適切に対応するための支援システム（アプリケーション）が作製され、全国展開を目指して研究が進められている。

平成 22 年に施行された肝炎対策基本法に基づいて、平成 23 年に告示、平成 28 年 6 月に改正された肝炎対策基本的指針において、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要があるとされている。また、平成 24 年度を初年度として取りまとめられた肝炎研究 10 年戦略においても疫学・行政研究の推進が盛り込まれている。これらの成果は施策の企画立案や実施に科学的根拠を付与するものとして必要である。

(成果の評価)

各研究は専門性をもった研究者で実施され、研究協力者により適切にサポートが行われている。成果は研究発表会において評価委員によるヒアリングが行われ、効率性に関しても評価や助言を受けている。

研究成果は、肝炎対策基本指針の改正や平成 28 年 10 月より開始予定の B 型肝炎ワクチン定期接種化等の参考資料として活用された。また、地方自治体担当者への会議や肝炎情報センター主催の医療従事者向けの研修会で成果を報告し、行政現場や臨床現場に還元されている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

本邦には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、感染を知らないまま潜在しているキャリアや肝炎ウイルス陽性にも関わらず定期的に医療機関に受診

していない者への対応、肝炎患者等に対する偏見・差別への対策、医療体制や相談体制の整備及び均てん化、肝硬変肝がん患者への支援の在り方等が課題として挙げられる。平成28年6月に改正された肝炎対策基本指針においても、これらを課題として明記しており、これまで以上に肝炎総合対策の推進に資する研究事業を推進していく必要がある。

平成 27 年度 地域医療基盤開発推進研究事業「成果に関する評価」
(272, 175 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、国民や医療の現場が直面している喫緊の課題を迅速かつ的確に解決することを目的として、医療提供体制の構築・整備や医療人材の育成・確保などに関する研究事業が実施されている。

(研究事業の成果)

具体的には、災害医療コーディネーターを育成するための研修カリキュラムの策定、医療事故調査制度の見直しを検討するための基礎資料を策定し省令改正につなげるなどの成果が得られ、医療政策における各分野の検討に活用されている。

(成果の評価)

本研究事業の成果は高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供するための体制の整備や、地域で継続して生活を送れるようにする体制の構築などに貢献するものであり、行政的意義が大きい。

本研究事業は、医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間を原則 2 年以下とし、評価委員の意見を反映させるため、研究会議への参加などを通じ定期的な進捗管理を行っている。また、より行政施策との関連が深い研究課題については、指定型として実施することにより、成果が直接施策に反映されるなど、有効性の高い研究となっている。

(改善すべき点、及び今後の課題)

社会保障制度改革の実現や新たな医療政策のニーズに応えるため、平成 28 年度以降についても引き続き、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム構築の推進に資するような研究を推進する必要がある。また、本研究事業での成果が医療の現場等に広く周知、活用されるように実用性を高めていく必要がある。

平成 27 年度 労働安全衛生総合研究事業「成果に関する評価」

(88,000 千円)

(研究事業の概要)

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的として、総合的に研究事業が行われている。

(研究事業の成果)

これまでの研究成果については、例えば、

- ① 「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」については、平成 29 年度から検討が開始される第 13 次労働災害防止計画（次期計画）やそれに関連する労働安全衛生法の改正のための基礎資料として活用。
- ② 「ストレスチェック制度による労働者のメンタルヘルス不調の予防と職場環境改善効果に関する研究」は、改正労働安全衛生法により義務づけたストレスチェック制度について、当面の間義務化が猶予されている従業員数 50 人未満の事業所への義務化や、努力義務となっている職場診断・改善の義務化の検討への寄与。また、課題や改善方策に関する提案を踏まえ、法令改正も含めた制度の見直しの検討根拠としての活用も期待。
- ③ 「粉じん作業等における粉じんばく露リスクの調査研究」については、その成果が「労働政策審議会（安全衛生分科会じん肺部会）」において活用され、同部会の議論を踏まえ、粉じん障害防止規則の改正において、マスクの着用を義務付ける作業として、「鋳物を製造する工程において、砂型を造形する作業」を新たに追加（平成 27 年 10 月 1 日施行）

などがあり、限られた事業予算の中、平成 27 年度については 14 の研究課題を設定し、着実に行政施策に反映できる成果を得ている。

(成果の評価)

我が国における労働安全衛生を取り巻く課題は多岐にわたるが、第 12 次労働災害防止計画（以下「12 次防」という。）において掲げる「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現を図るためには、本研究事業の効率的な実施を通じた科学的根拠の集積とこれに裏付けされた行政施策の推進が必要不可欠である。このため、本研究事業の実施に当たっては、時事に応じた課題に的

確に対応するとともに、行政施策に直結するようなものとする必要がある。

（改善すべき点、及び今後の課題）

今後は、「労働生産性の向上や職場の活性化に資する対象集団別の効果的な健康管理及び健康増進手法の開発に関する研究」などの「『日本再興戦略』改定2015」に掲げられた「労働の「質」の向上」に資する取組に関連する研究や、「メンタルヘルス問題を予防する教育・普及プログラムの開発及び評価」など労働安全衛生法第6条に基づき策定された「第12次労働災害防止計画」（平成25年度を初年度とする5ヵ年計画）に掲げられた目標の達成に向けた施策の企画・立案及びその効果等の評価・検証に必要な研究など、雇用・経済情勢の変化や行政施策の動向等に的確に対応したテーマを設定し、研究を適切に推進するとともに、その成果について行政施策に反映させることにより、労働災害防止対策の推進を図る必要がある。

平成 27 年度 食品の安全確保推進研究事業・カネミ油症
に関する研究事業「成果に関する評価」

(848, 598 千円)

(研究事業の概要)

- 食品にかかるリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症の治療法等の開発等を行う。

(研究事業の成果)

- 具体的には、食品中のサポウイルスの検出法の最適化、「自然毒のリスクプロファイル」の改訂版の作成、食品添加物の規格試験法の向上の検討、食品用器具容器包装の製造に関する自主管理ガイドライン案の作成などの成果が得られた。
- 具体的には、カネミ油症患者の血液中ダイオキシン類濃度と症状や所見との相関、ダイオキシン類の生体内動態の推測、継世代への影響の解析などを行った。

(成果の評価)

- 食品の安全性の確保は、国民の健康を守るために極めて重要で、多くの国民が高い関心を持っている分野であることから、科学的根拠に基づくリスク管理等の施策を推進する研究は必要不可欠であり、極めて重要な研究事業である。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき実施され、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るための研究が推進されており、極めて重要な研究事業である。

(改善すべき点、及び今後の課題)

- 食品の規格基準や監視指導等に資する研究を行うとともに、最近の国際的動向も踏まえ、食品安全行政における国際調和と科学的根拠に裏付けされる施策の推進のため、より一層研究を充実させるべきである。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究をより一層充実させ

るべきである。

平成 27 年度 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス
政策研究事業「成果に関する評価」

(15,592 千円)

(研究事業の概要)

医薬品・医療機器等の品質・安全性の確保対策や、血液事業、薬物乱用対策、薬剤師の資質向上等、薬剤行政における課題の解決に向けて、科学的合理性と社会的正当性に基づいた規制・取締・制度設計等を行うための根拠の創出に資する研究を進める。

(研究事業の成果)

・ 医師と薬剤師が特定の患者の治療に関し契約を締結し、合意されたプロトコルに基づいて薬物治療管理を行う Protocol Based Pharmacotherapy Management (PBPM) の導入マニュアルを作成し、日本医療薬学会より公表された。

・ 「薬局の求められる機能とあるべき姿」の報告書の公表について、薬食総発 0121 第 1 号（平成 26 年 1 月 21 日）により通知され、平成 26 年度診療報酬改定に係る中医協答申（平成 26 年 2 月 12 日）の在宅薬剤管理指導業務の一層の推進の項で引用された。

・ 献血ルームでの採血からベッドサイドでの輸血まで、血液製剤をシームレスにトレースできるシステムが構築され、我が国の輸血用血液製剤の約 10%が当システムにより把握されることとなった。

・ 大学病院を中心とした全 16 医療施設が参加したパイロットスタディーで、血液製剤別の副作用発生数の分析、検討がなされ、新たな知見が得られている。

・ 新規の乱用薬物に対する鑑別方法が開発された。

・ 薬害に関する資料などの詳細について調査するとともに、統一的・体系的な整理・保管を行った。過去の貴重な資料の散逸を防止し、将来にわたって活用されることが期待される。

(成果の評価)

・ 厚生労働省では、患者本位の医薬分業を推進する中で、かかりつけ薬剤師・薬局および健康サポート薬局の普及を掲げられている。本研究の成果はこれらの関連施策に反映されており、行政的意義は極めて高い。

・ 国家レベルでの輸血に関する信頼性のある情報収集とその公開は、医療の透明性を高めるうえで必要不可欠である。このような安全監視体制が十分に機能するためにも、標準化が必要であり、アジアではヘモビジランス体制はまだ

脆弱である国が多いことから、この分野で我が国が国際協力できる可能性がある。

- ・新規の乱用薬物についての鑑定研究は必須である。生体内の代謝物について、どのような代謝物がでてくるかを把握し、鑑定手法を開発することは重要である。
- ・資料の保管施設解体等のため、散逸してしまう可能性の高い資料の緊急収集を行うことで、資料の紛失を防ぐことができた。

(改善すべき点、及び今後の課題)

- ・平成 27 年度に公表された PBPM 導入マニュアルを活用し、平成 28～29 年度にはがんを対象として実際に PBPM を導入し、その効果を検証するべきである。
- ・27 年度のパイロットスタディーの成果を踏まえて、平成 28 年度以降の研究では、リアルタイムでトレースできるヘモビジランスシステムへの改良を行い、全国展開を目指すべきである。今後の研究では、アンダーレポートの課題に対する解決方法とその効果について検証が必要である。
- ・引き続き、乱用薬物について最新の知見を得る必要がある。
- ・今後、作成した手引き・マニュアルの問題点の検証及び改訂を行うとともに、資料等の目録作成・評価・選別・保存方法等の指導及び資料の整理並びに資料の公開方法等についての検討が必要である。

平成 27 年度 化学物質リスク研究事業「成果に関する評価」

(504, 112 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業では、化学物質によるヒト健康へのリスクに関し、既存化学物質の総合的かつ迅速な評価、新規素材等に対する的確な評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民の不安解消、安全な生活の確保を図ることを目的として、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究などが実施されている。

(研究事業の成果)

シックハウス（室内空気汚染）問題に係る化学物質について、公的な指針値の作成・見直しを進めるため、室内濃度の実態調査等の基礎データを取得し、当該データは、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会に提示された。また、Bhas 形質転換試験（Bhas 法）に係るガイダンスについては OECD にて承認されるなどの成果が得られている。

(成果の評価)

本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒト健康への影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。研究事業の推進にあたっては、研究班会議への出席など行政による進捗管理が適切に行われており、研究は効率的に遂行されている。また、本研究事業で得られた成果は、化学物質審査規制法、毒物及び劇物取締法、家庭用品規制法、その他の分野へ活用し国内における施策への反映のみならず、国内外において化学物質の安全性評価に係る基礎データとして活用し国際的な試験法ガイドライン等にも直結するなど、国際貢献にも資するものである。

(改善すべき点、及び今後の課題)

リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていくべきである。本研究事業では、この目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化、高度化に取り組むとともに、ナノマテリアル等の新規素材の安全性や子どもなどに対する化学物質の安全性、新規の代替物質によるシックハウス（室内空気汚染）の問題について、調査や評価を進め、国民の不安解

消、安全な生活の確保に資する成果の取得を目指すべきである。研究の実施に当たっては、同じ研究分野の研究班相互の意見交換を積極的に実施するとともに、将来の化学物質の有害性評価を担う若手研究者の育成も念頭に置くことが必要である。

平成 27 年度 健康安全・危機管理対策総合研究事業
「成果に関する評価」

(298, 550 千円)

(研究事業の概要)

本研究事業は、安全・安心な国民生活の確保を目的とし、健康危機事象への対応を行う研究を実施している。

(研究事業の成果)

地域における健康安全の基盤形成に関しては、ソーシャル・キャピタル醸成・活用のための手引きや活用マニュアルを作成し今後の健康増進活動に繋げていくとともに、地域保健に従事する人材の育成や、災害時の情報基盤や連携体制の構築にむけた研究が進められた。

国民生活の維持に必須な水安全対策に関しては、水道水質に関する多面的な研究により得られた知見を水道水質基準の逐次見直し等に反映させたほか、水道における大規模災害・気候変動の影響と対応策に関する研究成果の一部が環境省の気候変動に関する意見具申の策定に当たり活用された。また、紫外線処理の地表水への適用可能性、水道水の水源・浄水過程におけるリスク監視及び災害時における貯水槽水道の有効利用に関する知見を得た。

生活環境安全対策に関しては、公衆浴場等におけるレジオネラ属菌対策の研究で得られた知見によりマニュアルを改正し、その後得られた知見とともに研修会で発表した。墓地埋葬行政に関する研究に関しては、火葬場を設置・運営するに当たっての課題及び対応方策を把握できたため、今後の研修での活用などについて検討が行われている。シックハウス症候群の診断基準の検証に関する研究の成果を研修会で発表した。エステティックの衛生管理に関する研究の成果は、関係団体のホームページ上へ掲載する等した。

健康危機管理・テロ対策に関しては、東日本大震災の災害医療対応の検証に基づき、広域医療搬送の運用ガイドライン策定のための基礎資料を整理し、災害救急医療情報システム (EMIS) のコンテンツの追加や災害時派遣チームの連携等を検討した。また、CBRNE 災害現場のシュミレーション訓練プログラム等を開発し、CBRNE 専門家と行政とのネットワークを維持・強化した。また、SCU、広域医療搬送、ドクヘリを含めた地域医療搬送の運用ガイドライン作成により、南海トラフや首都直下型地震発生時の広域医療搬送の具体的な計画の更新に貢献した。

（成果の評価）

本研究事業は、効果的な健康危機管理体制を常時確保するために必要不可欠なものであり、本研究事業における研究の多くは、健康危機事案の対応に当たる地方自治体や保健所・地方衛生研究所等の行政機関にとって実用性が高い「手引き」、「ガイドライン」、「基準値・検査方法」等の形でその成果が得られている。本事業は、更なる高度な専門性、迅速性、広域性が求められる全国の健康危機管理体制の底上げ・均てん化に大きな役割を果たすと評価している。

（改善すべき点、及び今後の課題）

健康危機管理事案の発生に際しては、地方自治体、他省庁、保健所等の行政機関によるサービスの充実・強化とともに、関係する職能団体や業界団体、さらには地域住民と協働できる体制をいち早く確保することが重要である。本事業は多様な健康危機課題を対象に、行政機関と関係機関・団体との連携及び地域住民との協働のあり方について、健康危機事案発生を想定した平時からの対応を検討するとともに、健康危機の発生防止、発生に備えた準備、発生時の対応のそれぞれの段階についての研究が実施されてきた。本事業は分野横断的対策と個別分野対策から成っており、時事の変化に対応するためにも、両者とも研究推進を図ることが重要である。また、今後、地方自治体や他省庁との連携を更に充実させ、より実行性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、関連機関と連携した研究が必須である。

3) 終了課題の成果の評価

原著論文等による発表状況

今回個別の研究成果の数値が得られた 162 課題について、原著論文として総計 1,797 件、その他の論文総計 1,519 件、学会発表等総計 3,653 件が得られている。表 2 に研究事業ごとの総計を示す。なお、1 課題あたりの件数は、原著論文 11.0 件、その他の論文 9.3 件、学会発表 22.4 件であった。

厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、治療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドライン等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ 86 件であった。

なお、本集計は平成 28 年 7 月 21 日時点の報告数を基礎資料としたものであるが、研究の終了直後であり、論文、学会発表、特許の出願及び取得状況、施策への反映等の数については今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があることなども考慮する必要がある。

表2. 厚生労働科学研究費補助金の平成27年度終了課題の行政効果

研究事業	課題数	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)		その他(件)	
		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策への反映	普及啓発活動
政策科学総合研究(政策科学推進研究)	6	12	68	76	1	58	8	0	0	4	39
政策科学総合研究(統計情報総合研究)	2	0	7	0	0	3	5	0	0	0	0
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究	1	0	10	0	0	7	2	0	0	0	0
厚生労働科学特別研究	24	6	5	12	3	34	13	0	0	5	73
未承認薬評価研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成育疾患克服等次世代育成基盤研究(健やか次世代育成総合研究)	2	2	14	53	1	72	2	0	0	9	30
がん対策推進総合研究	1	7	1	17	31	108	17	0	0	1	121
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究	9	15	81	23	1	55	22	0	0	3	10
女性の健康の包括的支援総合研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
免疫アレルギー疾患等政策研究 免疫アレルギー疾患政策研究分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
免疫アレルギー疾患等政策研究 移植医療基盤整備研究分野	1	2	3	0	0	8	3	0	0	0	0
難治性疾患政策研究	24	80	470	324	186	560	184	7	1	6	43
慢性の痛み政策研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長寿科学政策研究	1	19	21	15	1	86	29	0	0	0	0
認知症政策研究	2	40	109	164	101	361	51	0	0	0	23
障害者政策総合研究	22	61	100	213	16	331	55	0	0	7	30
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究	5	29	116	57	3	277	60	0	1	15	4
エイズ対策研究	2	0	74	20	4	9	7	0	0	3	74
肝炎等克服政策研究	4	1	41	27	0	28	8	0	0	3	41
地域医療基盤開発推進研究	21	43	94	33	0	195	39	0	0	16	35
労働安全衛生総合研究	6	20	5	47	2	93	11	0	0	2	39
食品の安全確保推進研究	15	11	57	16	0	202	18	2	0	1	2
カネミ油症に関する研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品・医療機器等レギュラトリーサインズ政策研究	4	25	19	0	5	122	17	0	0	3	1
化学物質リスク研究	4	0	41	10	9	209	59	0	0	0	0
健康安全・危機管理対策総合研究	6	22	66	45	3	148	77	0	1	8	31
総計	162	395	1,402	1,152	367	2,966	687	9	3	86	596

(注) 各集計数は、平成27年度に研究が終了した厚生労働科学研究費の採択課題のうち、研究者によって「厚生労働科学研究成果データベース報告システム」に登録された件数を反映している(平成28年7月21日時点)。また、研究終了の直後であるため今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究事業によって研究班の規模等に差異があること、なども考慮する必要がある。

5. おわりに

平成 27 年度の厚生労働科学研究費補助金の成果を評価した結果、研究事業の成果は適宜、学術誌に掲載されるなどされており、終了課題に関する集計では 1,797 件の原著論文がある等、学術的な成果が示されており、施策への反映について、終了課題に関する集計では 86 件あり、行政課題の解決に資する成果を挙げている研究事業があるものと評価できる。

公募研究課題については、行政的に必要な研究課題が公募され、新規分と継続分を合わせて応募課題数の 67.7% (592/875) が採択され、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択・実施されていると考えられる。また研究の成果を踏まえた研究事業・課題の見直しも行われており、効率性は高いものと考えられる。

評価方法についても適宜整備されており、各評価委員会の評価委員が各分野の最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されており、また、中間評価では、当初の計画どおり研究が進行しているか否か到達度評価を実施し、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、効率的に研究事業が運営されていると考えられる。

いずれの事業においても、行政部局との連携の下に研究が実施されており、政策の形成、推進の観点からも有効性はあると考えられるが、国民の健康・福祉の向上に一層資する研究がなされるよう、今後とも政策等への活用の観点も踏まえた研究成果の的確な評価及び評価結果を踏まえた研究の推進を図る必要があると考えられる。

厚生労働科学研究費の性格上、学術的な成果と施策の形成への反映等の行政的な貢献の二つの観点からの評価が必要である点に十分留意する必要があるが、今後とも、政策等への活用、国民へのわかりやすい成果の説明・普及の努力等について、事後評価の重点を置くべき観点として留意しつつ、評価を進める必要がある。